

経済的 手法

- **地球温暖化税**:平成24年より施行された化石燃料に対する税。各燃料のCO2排出量に応じて税率を上乗せしており、税収はエネルギー起源CO2排出抑制施策に充当。
- **ETS(排出取引制度)**:温室効果ガス削減・吸収活動により発行された炭素クレジットを取引可能とする制度。日本では、中央政府主導のJ-クレジット制度以外に、地方政府が事前に排出枠を事業者割当て、不足分・過剰分を取引可能とする制度がある(例:東京都等)。炭素クレジットは、オフセット・クレジットとしても活用可能(例:日本通運様のCO2クレジット付き輸送サービス エコツウAWB等)。

情報的 手法

- **省エネラベリング制度**:平成12年よりJIS1規格として導入された家電製品や、ガス石油機器等の省エネ性能を表示する制度。現在、21品目が認定されている。ラベルには、国の省エネ基準目標値の達成率と、**通年エネルギー消費効率**の2つの基準を表示。
- **エコルールマーク制度**:貨物鉄道輸送に定期的に取り組み、かつ一般消費者向けの商品製造を行っている企業が商品やカタログ等に貼付できるマークの認定制度。事務局は鉄道貨物協会様。
- **エコシップマーク制度**:環境にやさしい海上貨物輸送を行っている荷主企業や、物流事業者が製品やカタログ等に貼付できるマークの認定制度。選定委員会による選定が必要。事務局は日本長距離フェリー協会様。平成26年度の認定者は21社(荷主11社、物流事業者10社)。



自主的 手法

- **環境自主行動計画**:企業もしくは企業体、業界団体等が環境対策促進のために自主的に策定する行動計画。例えば、日本経団連の環境自主行動計画や、各業界団体の行動計画等。
- **CSR活動**:企業が利益追求だけでなく、その活動が社会へ与える影響に対して責任をとる企業行動。幅広い利害関係者への信頼を得るための活動が一般的に多い。貨物輸送のCSRとして、一般的にモデルシフトやサプライチェーン全体におけるCO2削減や水資源、バラスト水等に対する環境・生態系関連の取り組みが多い。